

令和5年度
高松市農業委員会臨時総会
議 事 録

令和5年7月20日開会

高松市農業委員会

令和5年度高松市農業委員会臨時総会議事録

開催日時 令和5年7月20日（木）午後2時20分開会

開催場所 高松市役所 114会議室

高松市長

大西 秀人

出席農業委員 22人

- 1番 三笠 輝彦 (会長)
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸 (会長職務代理者第2)
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹 (会長職務代理者第1)
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 24番 奈良 稔

欠席農業委員 2人

谷上 諭

谷本 寛昇

出席農地利用最適化推進委員 53人

高尾 武臣

片山 久男

松本 剛

藤澤 武

安野 照雄

細谷 一雄

松野 啓三

大谷 光男

十河 善則

脇谷 明彦

平賀 文之

東原 実

稲井 稔

小山 智

時岡 博美

久保 裕二

山田 憲一

岡 豊志

吉峰 幸夫

宮井 康富

三好 義光

横田 豊実

上原 勉

藤本 正樹

好井 壽彦

土居 博

岡田 暁憲

藤本 博史

野口 英二

橋本 修

佃 光廣

鵜川 稔

谷本 隆宏

武下 幸徳
川西 裕幸
井上 博文
長尾 俊孝
河野 英樹
植松 寛貴
河野 明彦
湊 敏好
南原 均
山下 誠
小早川數市
長門 隆
眞鍋 英一
山地 宏美
植田 光男
新谷美津子
廣瀬 吉俊
松原 茂樹
藤堂 忠義
谷本 忍

欠席農地利用最適化推進委員 2人

南原 政樹
上原 一輝

農業委員会事務局出席者

事務局 長	山上 浩平
(農政課長事務取扱)	
農政課長補佐	森 亮介
農政管理係長	浮田 政宏
農地係長	森 明雄
主任主事	多田 利浩
主任主事	浅野 明代
会計年度任用職員	馬場 洋実
会計年度任用職員	岩岡 知昌

議事日程

第1 会長及び会長職務代理者の互選について

(農地利用最適化推進委員辞令交付式)

第2 議席の指定について

第3 議事録署名委員の指名について

第4 議事

議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

報告第1号 農業相談会の開催及び農地の利用状況調査の実施について

そ の 他

山上事務局長 お待たせいたしました。

現在、農業委員の定数 24 人のうち、22 人の出席をいただいております。

従いまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によります、委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしております。

また、新たな任期となって、最初の総会ですので、農地利用最適化推進委員さんの御出席をいただいております。

それでは、令和 5 年度 高松市農業委員会臨時総会を開会いたします。

開会に当たりまして、大西市長から御挨拶がございます。

大西高松市長

(内容省略)

山上事務局長 ありがとうございました。

御臨席いただきました大西市長様におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

(大西市長退席)

山上事務局長 この臨時総会は、委員の任命後、最初に行われる総会でありますので、高松市農業委員会総会会議規則第 6 条第 2 項の規定により、出席委員中の年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。会長が決定するまでの間、会の進行につきましては、出席委員中、三笠輝彦委員が、年長の委員でありますので、三笠委員さんに臨時議長を務めていただきたいと思っております。

三笠委員さんよろしく願いいたします。

(三笠委員、臨時議長席へ移動)

臨時議長(三笠委員) ただ今、御紹介をいただきました三笠輝彦でございます。

会長が決定するまでの間、私が議事進行役を務めますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の臨時総会は、委員の任命後、最初の総会でありますので、まず、委員さんの御紹介から始めさせていただきます。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 17 条において、農業委員会が推進委員を委嘱すると規定されておりますことから、農業委員会会長が決定次第、委嘱状を交付するまでの間、しばらくお待ち願いたいと存じます。

事務局から、順次、御紹介をお願いします。

山上事務局長 農業委員の皆様方を御紹介いたします。

所属の地区部会、担当地区、氏名を申しあげますので、その場で御起立をお願いします。

氏名を読み終わりましたら御着席願います。

始めに、第 1 地区部会 太田地区 真鍋俊二委員、多肥地区 佐竹博巳委員、一宮地区 佃俊子委員、同じく三笠輝彦委員。

次に、第2地区部会 古高松地区 太田政美委員、庵治地区 白井一美委員。

次に、第3地区部会 前田地区 瀧本繁樹委員、川添地区 森口憲司委員、三谷地区 岩部壽夫委員。

次に、第4地区部会 香川地区 赤松貞廣委員、塩江地区 谷口勝幸委員。

次に、第5地区部会 川岡地区 真鍋芳治委員、円座地区 藤田邦夫委員、弦打地区 富本正樹委員、香南地区 藤澤鶴夫委員、同じく河田薫委員。

次に、第6地区部会 鬼無地区 神高賢二委員、下笠居地区 中田茂富委員、国分寺地区 森吉朝委員、同じく国分寺地区谷上諭委員は欠席されています。

最後に、第7地区部会 川島地区 川原勝委員、同じく橋田行子委員、十河地区 谷本寛昇委員は欠席されています。西植田地区 奈良稔委員。

以上、24人の御紹介をさせていただきました。

臨時議長 それでは、議事日程に入らせていただきますが、議事の進行上、仮議席を指定します。仮議席は、ただ今御着席の議席といたします。

まず、日程第1 会長及び会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

この件につきましては、どのような方法で選出いたしますでしょうか。

真鍋委員 議長——1番。

臨時議長 1番——真鍋委員。

真鍋委員 1番の真鍋俊二でございます。

誠にせん越ではございますが、御提案を申しあげたいと思います。

これまで高松市農業委員会におきましては、会長及び会長職務代理者2人の選出について、各地区部会から選考委員を1人ずつ選出して選考委員会を構成し、指名推選により選出しております。今回も、このような方法でいかかと思っておりますので、御提案を申しあげます。

臨時議長 ただ今、1番の真鍋俊二委員さんから御提案がございました会長及び会長職務代理者の選出につきましては、各地区部会から選考委員を1人ずつ出して選考委員会を構成し、指名推選により選出するということについて、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長 御異議がないようでありますので、それでは、各地区部会から1人の選考委員を選出していただき、選考委員会をお開き願います。

なお、選考委員会は、11階の113会議室で開催をお願いいたします。

それでは、選考の結果が出るまで、暫時休憩いたします。

(選考委員会 113会議室で協議)

臨時議長 お待たせいたしました。これより会議を再開いたします。

選考結果につきまして、選考委員を代表して、2番の佐竹委員さんに御報告をお願いいたします。

佐竹委員 2番の佐竹でございます。

選考委員を代表しまして、御報告を申しあげます。

選考委員7人で慎重に審議いたしました結果、高松市農業委員会の会長には、4番の 三笠輝彦委員さんということで決定いたしました。

また、第1会長職務代理者には、14番の富本正樹委員さん、第2会長職務代理者には、11番の谷口勝幸委員さんをお願いしたいということで決定いたしましたことを御報告いたします。

皆様方の御賛同をいただきたいと思えます。

臨時議長 ありがとうございます。ただ今、選考委員さんから御報告がございましたが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長 ありがとうございます。御異議がないようでありますので、会長には、4番の私が、第1会長職務代理者には、14番の富本正樹委員さん、第2会長職務代理者には、11番の谷口勝幸委員さんが、それぞれ決定いたしました。

これにて、私の臨時議長の役は終了させていただきます。御協力、大変ありがとうございました。

山上事務局長 それでは、会長及び会長職務代理者お二人には、会長席、会長職務代理者席へ、それぞれ移動をお願いいたします。

(会長、会長職務代理者、役員席へ移動)

山上事務局長 それでは、ただ今選ばれました、会長及び会長職務代理者3人の方を代表して、三笠会長さんから就任の御挨拶をお願いいたします。

三笠会長

(内容省略)

山上事務局長 ありがとうございます。会長が決まりましたので、ただ今から、農地利用最適化推進委員の辞令交付式を行います。

席次の順に、所属の地区部会、担当地区、氏名を申し上げますので、呼ばれた方は、三笠会長の前まで進み、委嘱状をお受け取り願います。

始めに、第1地区部会 鶴尾地区 高尾武臣委員、同じく片山久男委員、太田地区 松本剛委員、仏生山地区 藤澤武委員、多肥地区 安野照雄委員、同じく細谷一雄委員、一宮地区 松野啓三委員、同じく大谷光男委員。

次に、第2地区部会 木太地区 十河善則委員、同じく脇谷明彦委員、古高松地区 平賀文之委員、屋島地区 東原実委員、庵治地区 稲井稔委員、牟礼地区 小山智委員、同じく時岡博美委員。

次に、第3地区部会 前田地区 久保裕二委員、川添地区 山田憲一委員、林地区 岡豊志委員、同じく吉峰幸夫委員、同じく宮井康富委員、三谷地区 三好義光委員、同じく横田豊実委員。

次に、第4地区部会 香川地区 上原勉委員、同じく藤本正樹委員、同じく好井壽彦委員、同じく土居博委員、同じく岡田暁憲委員、塩江地区 藤本博史委員。

次に、第5地区部会 川岡地区 野口英二委員、円座地区 橋本修委員、檀紙地区 佃光廣

委員、同じく鶴川稔委員、同じく谷本隆宏委員、同じく武下幸徳委員、弦打地区 川西裕幸委員、香南地区 井上博文委員、同じく長尾俊孝委員、同じく河野英樹委員、同じく植松寛貴委員。

次に、第6地区部会 鬼無地区 河野明彦委員、香西地区 湊敏好委員、下笠居地区 南原均委員、同じく下笠居地区の南原政樹委員は欠席されています。同じく山下誠委員、国分寺地区 小早川數市委員、同じく長門隆委員、同じく眞鍋英一委員、同じく山地宏美委員。

最後に、第7地区部会 川島地区 植田光男委員、同じく新谷美津子委員、十河地区 廣瀬吉俊委員、同じく松原茂樹委員、西植田地区 藤堂忠義委員、東植田地区 上原一輝委員は欠席されています。同じく東植田地区 谷本忍委員。

以上で、農地利用最適化推進委員の辞令交付式を終わります。

これ以降の議事進行につきましては、高松市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長さんが議長を務めることになっております。三笠会長よろしくお願ひいたします。

議長（会長） ただ今、事務局から説明がありましたように、会議規則によりまして、これよりの議事運営につきましては、私において進めさせていただきますので、皆様方の御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

まず、本日、机前にお配りいたしております次第に基づき、順次進めさせていただきます。

それでは、日程第2 議席の指定についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

山上事務局長 皆様の机前に配付いたしております高松市農業委員会委員名簿は、第1地区から第7地区までの委員さんの氏名などを地区別に作成いたしております。

委員の議席については、高松市農業委員会総会会議規則第6条で、議長が定めるということになっておりまして、従来の考え方によりますと、まず、会長を議席番号1番として、以下、2番は第1地区の眞鍋俊二委員、3番は佐竹委員、4番は佃俊子委員と続き、24番は第7地区の奈良委員ということになります。

議長 ただ今事務局から御説明を申しあげましたが、このように指定いたします。

(変更を要する議席番号の移動)

議長 続きまして、日程第3 議事録署名委員の指名についてでございますが、私において2人の方を指名いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、議席番号14番富本委員さんと、議席番号11番谷口委員さんのお二人にお願ひいたします。

続きまして、日程第4 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

森農政課長補佐 議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について御説

明いたします。失礼して座らせていただきます。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づくものでございまして、現行の指針は3年前の令和2年7月20日の改選時に改正したものでございます。

指針の中で3年毎の委員・推進委員の改選時期に検討・見直しを行うものと規定されており、改正より3年を経過した本日、見直しを行おうとするものです。

さらに、本年4月1日付けで改正農業委員会法及び改正農業経営基盤強化促進法が施行されているため、併せて指針の内容を修正するものです。

それでは、始めに、資料1-2、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について（概要）を御覧ください。

この資料には、今回の改正内容の概要を記載していますので、こちらの方で説明をさせていただきます。

3年前に立てた目標とその実績について、また今回の見直し案を一覧表として記載しています。

まず、最終目標年次ですが、現時点で、高松市の農業振興計画及び基本構想が変更されていないため、本指針の目標年次は引き続き、令和10年度とするものです。

次に、検証とその下の見直し案ですが、現行の指針では、平成27年の農業委員会法の改正で事務の重点化が図られました、農地等の利用の最適化の推進の3つの項目であります、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」について目標を定めていまして、上段、検証の表にまとめて記載しています。

見直し案はその下側の表のとおりです。

目標ごとに御説明申しあげますので、検証の表と見直し案の表を上から下へ縦に御覧いただきたいと存じます。

まず、表の左端の遊休農地面積につきましては、令和2年3月時点の現状は、168ヘクタール、遊休農地の割合は2.8パーセントでございまして、3年後の目標としましては、遊休農地面積は132ヘクタール、遊休農地の割合は2.2%としていましたが、実績は、遊休農地面積は77ヘクタールで、遊休農地の割合は1.4%と大幅に減少する結果になりました。

大幅な減少の要因としては、遊休農地の集計のなかに既に解消されている遊休農地が多く含まれており今回整理したためです。

最終目標は、令和10年度に遊休農地を0%としておりますが、これは活動目標として令和8年度末までに0haとし、また、新規発生分は年度内に解消する必要がある、最適化活動の年度目標と整合をとるためです。

見直し案ですが、目標年次は変更せずに、目標「0%」とした上で、段階的に進めるため、3年後の目標を遊休農地面積20ヘクタール、遊休農地の割合を0.4%と設定しています。これは毎年19ヘクタールの遊休農地を解消すると達成できることとなります。

次に、担い手への集積面積についてですが、令和2年3月時点の現状は、集積面積が1,421

ヘクタール、集積率は 24.3 パーセントでございまして、3年後の目標としましては集積面積 1,727 ヘクタール、集積率は 29.5 パーセントとしていましたが、実績は、集積面積は 1,635 ヘクタール、集積率は 29.5 パーセントでして、目標には着実に推進ができた結果となりました。

最終目標は令和 10 年度に 40%としていました。

見直し案ですが、令和 10 年度までに、集積率 40%を目標にするものです。

なお、40%にあたる面積は 2,088 ヘクタールですので、毎年 75.5 ヘクタールを集積すると達成できることとなります。そこで、改正後の 3 年後の目標は集積面積 1,815 ヘクタール、集積率は 34 パーセントと設定しています。

次に、新規参入の促進については、認定新規就農者数が、令和 10 年度までを計画期間とする高松市農業振興計画に目標数値が設定されていることから、農林水産課と協議しながら、目標数を検討しました。

認定新規就農者数は、令和 2 年 3 月の現状は、延べ 55 人でございまして、3年後の目標としましては延べ 61 人としていましたが、実績は延べ 84 人で大幅に目標を上回っております。そのため、見直し案としましては、今後においても、認定新規就農者の着実な増加を見込み、年 10 人程度を確保することを目標に、令和 11 年 3 月の目標を累計 144 人、3 年後の目標を累計 114 人としています。

次に、その他改正のポイントとして、主に 3 つ記載しております。

まず初めに、令和 5 年 4 月 1 日付け施行の改正農業委員会法に基づき、同法第 7 条における指針作成が、努力規定から義務規定となり、さらに、項目に関する規定には「達成目標の評価方法」が追加されたため、本指針の目標ごとに、それぞれ「評価方法」を追加しようとするものです。

二つ目が、令和 5 年 4 月 1 日付け施行の改正農業経営基盤強化促進法に基づき、「地域計画」が法定化されたため、本指針に「地域計画」についての記述を、また、「地域計画の目標を達成するための役割」の項目を追加しようとするものです。

三つ目が、令和 4 年度からの「農地利用の最適化の推進状況」における公表内容との整合をとるため、本指針の目標値及び用語を修正しようとするものです。

以上、指針の改正案について変更点を御説明申しあげましたが、改正部分を溶け込ませた新たな指針につきましては、資料 1-1 の改正案を御覧いただきたいと存じます。改正箇所には網掛けや下線を引いていますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議案第 1 号の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上、議案第 1 号の説明が終わりました。

ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。

野口委員 今の説明の中で 2 ページ遊休農地の解消目標の管内の農地面積と 3 ページの担い手への農地利用集積目標の管内の農地面積の分母となる面積が違うのではないのでしょうか。

森農政課長補佐 2 ページ目の遊休農地の解消目標の管内の農地面積 A とありまして、3 ページ目にも同じく担い手への農地利用集積目標の中で管内の農地面積 A というのがございます。こ

れについては、数字のズレという理由がございまして、2ページ目の方につきましては、遊休農地の率を出すために分母には遊休農地の面積が含まれております。実際に遊休農地の面積を分母として遊休農地面積の割合が何パーセントあるかというのが2ページ目の方の農地面積になります。3ページ目については、同じ表記になっておりますが、意味合いが異なりまして、こちらには耕地面積で遊休農地は含まれておりません。今の御質問の面積のズレというのは遊休農地の面積が含まれているか否かということになります。

野口委員 了解しました。

議長 ありがとうございます。他にございませんか。よろしいですか。それではお諮りします。

議案第1号は、原案のとおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。御異議がないようでありますので、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農業相談会の開催及び農地の利用状況調査の実施についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

浮田農政管理係長 報告第1号 8月の農業相談会の開催と、令和5年度農地の利用状況調査について、お願いとお知らせです。

お手元にお配りしております農業相談会の開催についてを御覧ください。

農業相談会は、年2回、8月と1月に実施しております。お手元の資料は、今回、8月の農業相談会の開催日程です。16日から31日まで、地区別にそれぞれ開催します。

農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんも、御自身の地区の相談会に出席していただくこととなりますので、よろしくお願いします。

続きまして、令和5年度、農地の利用状況調査の実施についてのお願いでございます。

お手元の農地の利用状況調査実施要領を御覧ください。

平成25年度から、農業委員さんを中心に、関係機関の御協力をいただき実施しております農地の利用状況調査について、今年も引き続き実施します。

今年から、タブレットを調査に用いる予定でしたが、システムのトラブルにより、準備が遅れており、調査時期に間に合いませんので、昨年度までと同様に紙地図による調査をお願いいたします。

お忙しいところ、また暑い中、御負担をおかけしますが、よろしくお願いします。

この調査は、農地利用最適化の一環として、市内の全ての農地の利用状況を調査し、この調査結果に基づいて、再生可能な荒廃農地と判断された農地については、その所有者へ意向調査を実施し、自主的に解消するか、あるいは香川県農地機構への貸付けを行うよう促し、荒廃農地の減少を目指すものです。

1 実施体制は、これまでと同様、農業委員会と高松市、また高松市地域農業再生協議会の地域組織である水田部会とで、連携を図りながら実施するものです。

2 調査期間につきましては、現地調査を8月1日から9月末までで実施する予定としております。

3 原則として、調査は道路から目視で行います。（農地に入る必要はありません。）

4 番以降については、後日、それぞれの水田部会等で地区の水田担当から説明がありますが、今回、初めての委員さんもおられますので、基本的な考え方についてのみ、説明させていただきます。

一枚めくっていただいて2枚目、右肩に資料1と書いている調査地図の見方と記入方法を御覧ください。

1 令和5年度の調査地図について

(1) 調査地図は、1/1000の地番図と航空写真を基礎としています。

(2) 貼り合わせをしていませんので、索引地図を利用して目的の地図を探していただきます。

(3) 田を「水色」、畑を「黄色」に着色しています。登記地目に基づいているので、転用済み地も着色されています。

(4) 令和4年度までの調査結果については、(3)の上に、赤、だいたい、緑のマーカで縁どりしています。

(5) 本年度の調査結果は、調査地図に直接書き込みしてください。

2 荒廃農地の分類

この四角が地図上の農地だと考えてください。

① 一番上、荒廃農地でない場合は色は塗りません。判断基準は、作付けされている。または年一回以上草刈り等の管理がされている。

真夏の調査のため、草茫々になっているように見えても、一年以内に草刈りした形跡がある場合は、荒廃農地にはなりません。

それと、冬に麦・ブロッコリのみ作付けして、夏は何も作っておらず、草茫々になっている農地もあると思いますが、冬に麦やブロッコリを作っていたことが判っている場合は荒廃農地にはなりません。

② 上から二番目、再生可能な荒廃農地。

A1は、1年を越えて草刈り等せずに放置されているが、一般的な農家が所有しているクラスの農業用機械で、草刈りや耕起をすることで農地として再生可能な農地で、これを地図上では、緑色で縁取りして表示します。

上から三番目、A2は、農地として再生するためには、土木用の重機で、伐根・整地・客土等が必要な農地で、地図上ではだいたい色で縁取りして表示します。

※ A1とA2の判断が難しい場合は、A1（緑色）としてください。

③ その下の、B分類は、山林化しているなど農地として再生困難な農地（又は再生しても、数年の内に再び荒廃することが予想される農地）で、赤色（ピンク色）で表示します。

④ 転用地（建物が建っている、駐車場、資材置場、太陽光発電等）は、色を塗らないでください。

資料を1枚めくってください。

3 調査結果の地図への記入方法

地図には、昨年度までの調査結果を書き込んでいます。（左側）

そこへ、今年の調査結果を(1)から(4)のルールに従って、地図に直接書き込んでください。

(1) 農地の状態に変化が無い場合・・・何も記入しないでください。

(2) 農地の荒廃状況が解消していた場合・・・農地の全体に鉛筆で×をつけてください。

解消の目安は、「作付けしている」「作付けはしていないが年一回以上の草刈り等の保全管理ができています」状態です。

調査が真夏ということで、例えば5月の連休ごろに草刈りしていても、今、現地は草茫々の可能性があります。

今年伸びた草だけということが判るようであれば、解消とします。

(3) 農地の荒廃の状況が変化した場合 ①～⑥現在の状況の色で「5」

必ず、縁取りの色と、数字の色が違う色になります。

(4) 新たに荒廃農地を発見した場合、

荒廃度に応じた色で縁取りをして、同じ色で数字の「5」を記入。

そこで一枚めくっていただいて、資料2の「調査結果の記入例」を御覧ください。これが調査地図のイメージです。実際にはこの倍の大きさを50～60枚ぐらいをバインダーで綴じています。

この地図の中で、真ん中の右の方、緑の縁取りにピンクで5と書いてある畑は、去年の調査ではA1分類だったのが、状況が悪化してB分類になったものです。

図の中央の緑の縁取りと、黒で×を書いてある田んぼは、去年はA1分類だったものが、今年は作付け又は保全管理できていたものです。

図の下の方、緑の縁取りに緑の5は、去年までの調査では荒廃農地でなかったものが、今年は荒廃農地A1と判断されたものです。

調査が終了しましたら、地域水田担当などを通じて農業員会事務局へ提出していただきます。

報告案件は以上でございます。

議 長 事務局からの報告は以上でございます。ただ今の説明に対して、何か質問等がありましたらお願いします。

この件につきましては、色付け等でややこしいところがあるかと思しますので、また、事務局の方と打ち合わせをしていただきながらよろしく願いいたします。

御意見はないようでございますので、報告事項は終わります。

次に、4その他に移ります。連絡事項がございますので、事務局から説明をお願いします。

山上事務局長 最初に、農業委員・農地利用最適化推進委員としての活動に必要な情報源として、一般社団法人 全国農業会議所では、全国農業新聞を発行していただいております。

本日は、一般社団法人 全国農業会議所 新聞業務部の大出部長にお越しいただき、その活用等についてお話しいただけるということですので、大出部長、よろしく願いいたします。

一般社団法人全国農業会議所 新聞業務部 大出部長

(全国農業新聞購読促進)

議 長 ありがとうございます。これは、絶対参考になりますので皆様、全員御購読をよろしく願いいたします。皆様多くの方が購読されておりますが、何かお気づきの点などありましたら御意見を願います。多くの担い手の方がいらっしゃいますので、これを取り上げてほしい等があれば事務局、香川県農業会議へ御連絡ください。

山上事務局長 大出部長の御説明にもありましたとおり、全国農業新聞を購読して、活用していただければ、今後の農業委員・最適化推進委員の活動に役立つものです。なお、今現在、購読されている方は、改めて手続の必要はございませんが、新たに購読を希望される方は、申込者欄の住所氏名を御記入いただきましたら、机上に申込書を置いていただければ、閉会后に、事務局で回収させていただき、後日、改めて、購読代金の口座引落としのための手続を御案内することといたしますので、よろしく願いいたします。

なお、大出部長におかれましては、次の予定がございますことから、ここで退席されます。

お忙しいところ、ありがとうございました。

議 長 最後に、事務局から連絡事項があるようですので、事務局からの説明を求めます。

浮田農政管理係長 引き続き、事務局からお知らせをさせていただきます。本日、机上配付させていただきました資料等について御説明申しあげます。冊子類が、農業委員・推進委員活動マニュアルと、研修テキストとしまして、農業委員会制度・農地法・農地関連法制度が3冊セットになっているものがあると思いますが、本日は、説明する時間がないので、持ち帰って目を通していただいて、今後の農業委員会活動の参考にさせていただきたいと思っております。

次に、令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員実務研修会の開催について（御案内）ですが、これは香川県農業会議が主催で行っております全体研修会でありまして、8月4日、金曜日サンメッセ香川で他の市町と合同で行われます。およそ半日をかけて広い範囲の研修ということになります。新しく委員になられた方は是非とも参加していただきたいですし、既に経験のある方でも今回、農地法第3条の取扱いの変更、また、農業経営基盤強化促進法の改正等がありましたので、是非参加していただければと思います。この研修への出欠につきまして事務局で取りまとめますので、7月の地区部会で地区担当者に出席か欠席か御連絡いただきたいと思っております。

次に、公務災害補償制度への加入ですが、高松市農業委員会では、活動中の公務災害への備えとして、毎年加入していただいております。1人千円で全員加入とさせていただきます。手続は、事務局でまとめて行いますので、保険料を7月の地区部会で地区担当にお渡しください。

配付物についての説明は以上です。

議 長 それでは最後に、閉会の挨拶を会長職務代理者の富本委員にお願いいたします。

富本会長職務代理者

(内容省略)

議 長 以上で、令和5年度高松市農業委員会臨時総会の日程は、全て終了いたしました。

特に、選考委員の皆様方には、大変御苦勞をおかけし、誠にありがとうございました。

これから3年間、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で令和5年度高松市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

なお、本日は、長時間にわたり、御審議いただきありがとうございました。

午後3時35分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員